

令和 2 年 4 月 17 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○信用取引の規制措置銘柄規制の見直しに伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について（案）

募集期間： 令和2年4月17日(金)から令和2年5月29日(金)17時00分まで

所 管： 自主規制企画分科会

内 容： 本協会は、公正な価格形成や投資者保護の観点から、信用取引の各種規制措置銘柄について、自主規制として勧誘自粛規制や各種規制措置に関する説明義務規制を置いている。

今般、現在の投資情報の入手環境を勘案し、円滑な取引環境の実現を図るために、(1) 勧誘自粛規制について、清算のために行われる反対売買を対象外とし、(2) 説明義務規制について、顧客が投資運用業者等である場合や当該規制について理解していると認められる顧客である場合を対象外とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部を改正することとする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会自主規制企画部 あて

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=28>

○本件に関するお問い合わせ先：自主規制本部 自主規制企画部（TEL：03-6665-6769）

以 上

**信用取引の規制措置銘柄規制の見直しに伴う
「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について（案）**

令和 2 年 4 月 17 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会は、公正な価格形成や投資者保護の観点から、信用取引の各種規制措置銘柄について、自主規制として勧誘自粛規制や各種規制措置に関する説明義務規制を置いている。

今般、現在の投資情報の入手環境を勘案し、円滑な取引環境の実現を図るために、(1) 勧誘自粛規制について、清算のために行われる反対売買を対象外とし、(2) 説明義務規制について、顧客が投資運用業者等である場合や当該規制について理解していると認められる顧客である場合を対象外とするため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
 - (1) 協会が、勧誘を自粛しなければならない取引から信用取引の清算のために行われる反対売買を除くこととする。(第 12 条第 2 項)
 - (2) 協会が、顧客に第 12 条第 3 項に係る説明を行う必要がないものに、次に掲げる場合を追加する。
 - ① 顧客が金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う者である場合
 - ② 顧客の取引が、①に規定する投資運用業を行う者が指図を行う口座において行われる場合
 - ③ 予め顧客自身より第 12 条第 3 項の説明が今後不要である旨の申出があり、かつ、信用取引を行おうとする銘柄には同条第 2 項各号に掲げる措置又は同条第 3 項各号に掲げる措置が採られていることがあることを当該顧客が十分に理解していると協会が認める場合(第 12 条第 3 項の 2)
- 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
 - 協会が、金融商品仲介業者に勧誘を自粛させなければならない取引から信用取引の清算のために行われる反対売買を除くこととする。(第 8 条第 2 項)

III. 施行の時期

この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和2年4月17日（金）から令和2年5月29日（金）17:00 まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=28>

(2) 意見の記入要領

件名を、「信用取引の規制措置銘柄規制の見直しに伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正案に対する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-6665-6769）

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 2 年 4 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（過当勧誘の防止等） 第 12 条 （ 現行どおり ） 2 協会は、金融商品取引所、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引（<u>当該信用取引の清算のために行われる反対売買を除く。</u>）の勧誘を自粛するものとする。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 3 協会は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所、認可会員又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄 3 の 2 <u>前項の説明は、次の各号のいずれかに掲げる場合は要しないものとする。</u> 1 <u>顧客が金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う者である場合</u> 2 <u>顧客の取引が、前号に規定する投資運用業を行う者が指図を行う口座にお</u>	（過当勧誘の防止等） 第 12 条 （ 省 略 ） 2 協会は、金融商品取引所、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 3 （ 同 左 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>いて行われる場合</u> <u>3 あらかじめ顧客自身より前項の説明</u> <u>が今後不要である旨の申出があり、か</u> <u>つ、信用取引を行おうとする銘柄には</u> <u>第2項各号に掲げる措置又は前項各号</u> <u>に掲げる措置が採られることがあるこ</u> <u>とを当該顧客が十分に理解していると</u> <u>協会員が認める場合</u> 4・5 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和2年7月1日から施行する。	4・5 （ 省 略 ）

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

令和 2 年 4 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘） 第 8 条 （ 現行どおり ） 2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引（当該信用取引の清算のために行われる<u>反対売買を除く。</u>）の勧誘を自粛させなければならない。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 3 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。	（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘） 第 8 条 （ 省 略 ） 2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 3 （ 省 略 ）